

処 分 基 準

令和6年3月12日作成

法 令 名：自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律						
根 拠 条 項：第25条第2項第1号（処分移送通知書の送付を受けた際の指示）						
処 分 概 要：自動車運転代行業者に対する指示						
原権者（委任先）：島根県公安委員会						
法 令 の 定 め：						
処 分 基 準： <p style="text-align: center;">自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく指示の基準</p> <p>第1 用語の意義 この基準における用語の意義は、法及び政令で使用する用語の例によるほか、以下に掲げるとおりとする。</p> <p>1 「法の指示」とは、法第22条第1項（公安委員会の指示）若しくは第2項（国土交通大臣の指示）又は第25条第2項第1号（処分移送通知書を受けた公安委員会の処分）の規定による指示をいう。</p> <p>2 「読替え後の道路交通法の規定による指示」とは、読替え後の道路交通法第22条の2第1項（最高速度違反行為に係る自動車運転代行業者に対する指示）及び第66条の2第1項（過労運転に係る自動車運転代行業者に対する指示）の規定による指示をいう。</p> <p>第2 法の指示等を行う基準 法の指示及び点数の付与を行う基準は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>1 下記に掲げる行為が行われた場合には、法の指示を行うものとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>行 為</th><th>備 考</th></tr></thead><tbody><tr><td>○ 運転代行業務に関し読替え後の道路交通法第75条第1項第1号から第4号（無免許運転・最高速度違反・酒気帯び運転・過労運転等の下命容認）まで及び第7号（駐停車違反の下命容認）の規定に違反する行為</td><td>○ 下命容認行為の禁止違反</td></tr><tr><td>○ 法第10条（名義貸しの禁止）の規定に違反する行為</td><td>○ 名義貸し禁止違反</td></tr></tbody></table> <p>2 下記に掲げる行為が行われた場合には、自動車運転代行業者に対し点数を付与するものとする。この場合においては、以下のとおりとする。</p>	行 為	備 考	○ 運転代行業務に関し読替え後の道路交通法第75条第1項第1号から第4号（無免許運転・最高速度違反・酒気帯び運転・過労運転等の下命容認）まで及び第7号（駐停車違反の下命容認）の規定に違反する行為	○ 下命容認行為の禁止違反	○ 法第10条（名義貸しの禁止）の規定に違反する行為	○ 名義貸し禁止違反
行 為	備 考					
○ 運転代行業務に関し読替え後の道路交通法第75条第1項第1号から第4号（無免許運転・最高速度違反・酒気帯び運転・過労運転等の下命容認）まで及び第7号（駐停車違反の下命容認）の規定に違反する行為	○ 下命容認行為の禁止違反					
○ 法第10条（名義貸しの禁止）の規定に違反する行為	○ 名義貸し禁止違反					

- (1) 自動車運転代行業者が法の指示に違反したとして点数の付与を行うのは、原則として、法の指示を受けた後1年以内に当該指示に違反した場合に限る。
- (2) 読替え後の道路交通法の規定による指示に違反する行為が行われたかどうかについての判断は、当該指示を受けた後1年以内に運転代行業務に関し最高速度違反行為又は過労運転が行われた場合に、自動車運転代行業者の運行管理の状況を勘案して行う。

行 為	備 考
○ 法第22条第1項（公安委員会の指示）又は第25条第2項第1号（処分移送通知書を受けた公安委員会の処分）の規定による指示に違反する行為	○ 法の指示違反
○ 運転代行業務に関し読替え後の道路交通法第22条の2第1項（最高速度違反行為に係る自動車運転代行業者に対する指示）又は第66条の2第1項（過労運転に係る自動車運転代行業者に対する指示）の規定による指示に違反する行為	○ 読替え後の道路交通法の規定による指示違反

3 下記に掲げる行為が行われた場合には、以下の基準によるものとする。

- (1) 違反の態様が悪質であると認められる場合又は違反の結果が重大と認められる場合には、法の指示を行うものとする。

- (2) (1)に掲げる場合以外の場合には、以下のとおりとする。

ア 過去2年以内（直近の違反行為が行われた日から起算して過去2年以内をいう。以下同じ。）に行政処分等（営業停止命令、法の指示及び注意をいう。以下同じ。）を受けていない場合には、注意を行うものとする。

イ 過去2年以内に行政処分等を受けている場合には、法の指示を行うものとする。

行 為	備 考
○ 法第5条第1項（申請書等虚偽記載）の規定に違反する行為	○ 申請書等虚偽記載
○ 法第6条第1項（標識掲示義務違反）の規定に違反する行為	○ 標識掲示義務違反
○ 法第8条第1項（変更届出義務違反）の規定に違反する行為	○ 変更届出義務違反
○ 法第14条第2項（運転代行業務従事制限違反）の規定に違反する行為	○ 運転代行業務従事制限違反
○ 法第16条（代行運転自動車標識表示義務違反）の規定に違反する行為	○ 代行運転自動車標識表示義務違反
○ 運転代行業務に関し読替え後の道路交通法第74条の3第1項（安全運転管理者未選任）の規定に違反する行為	○ 安全運転管理者未選任
○ 運転代行業務に関し読替え後の道路交通法第74条の3第2項（安全運転管理者業務不履行）の規定に違反する行為	○ 安全運転管理者業務不履行
○ 運転代行業務に関し読替え後の道路交通法第74条の3第4項（副安全運転管理者未選任）の規定に違反する行為	○ 副安全運転管理者未選任
○ 運転代行業務に関し読替え後の道路交通法第74条	○ 権限付与義務違反

<p>の3第7項（権限付与義務違反）の規定に違反する行為</p> <p>○ 運転代行業務に関し読替え後の道路交通法第74条の3第9項（安全運転管理者講習受講義務違反）の規定に違反する行為</p> <p>○ 法第20条第1項（帳簿等備え付け義務違反）の規定に違反する行為</p> <p>○ 法第21条第1項（立入検査拒否等）の規定に違反して報告をせず、若しくは資料の提出をせず、若しくは同項の規定による報告若しくは資料の提出について虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避する行為</p>	<p>○ 安全運転管理者講習受講義務違反</p> <p>○ 帳簿等備え付け義務違反</p> <p>○ 立入検査拒否等</p>
---	--

4 下記に掲げる行為が行われた場合には、以下の基準によるものとする。

(1) 次のいずれかに該当する場合には、法の指示を行うものとする。

ア 自動車運転代行業者又はその安全運転管理者等が、運転者に当該駐停車違反行為をすることを命じ、若しくは運転者が当該違反行為をすることを容認していた場合又はこれに準ずるような事情がある場合

イ 自動車運転代行業者又はその安全運転管理者等が、運転者に対して、当該駐停車違反行為をすることを誘発するような行為をしていた場合

(2) (1)に掲げる場合以外の場合には、以下のとおりとする。

ア 過去2年以内に行政処分等を受けておらず、かつ、過去1年以内（直近の違反行為が行われた日から起算して1年以内をいう。）に駐停車違反行為が1回以上行われている場合には、注意を行うものとする。

イ 過去2年以内に行政処分等を受けている場合には、法の指示を行うものとする。

(3) (1)及び(2)にかかわらず、次に該当する場合には、注意又は法の指示を行わないものとする。

当該駐停車違反行為について、別に法の指示又は営業停止命令を行うこととなる場合

行 為	備 考
○ 運転代行業務に関し読替え後の道路交通法第75条第1項第7号（駐停車違反）に掲げる行為	

問い合わせ先：島根県警察本部交通部交通企画課（電話0852-26-0110 内線5025・5027）

備 考：